

令和8年度松山空港国際線デジタルプロモーション業務 委託仕様書

1 目的

松山空港国際線について、デジタル技術を活用し、各路線の主なターゲット層に向けて効果的・戦略的な広報活動を展開することにより、アウトバウンド需要の拡大を図り、路線の安定運航につなげる。

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 業務内容

(1) 国際線の利用促進に向けた特設 WEB ページの制作・運用

ア 内容：・国際線の利用意欲を向上させ、搭乗率の上昇に寄与することができるよう、各路線の主なターゲット層に向けて、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が実施するキャンペーン情報や就航地の観光情報等に加え、魅力的なコンテンツ内容※について、特設 WEB ページを制作・運用し、効果的かつ戦略的に情報発信を行う。

※単なるグルメや観光地の情報をまとめたコンテンツではなく、おすすめのプランとして海外旅行初心者層が採用し得る内容

（例）○旅行初心者層の共感を得られ、渡航意欲を喚起する旅行プランの紹介

○ペルソナに近い人物による実体験の紹介 など

・渡航意欲を高めるような特設 WEB ページの内容に加え、航空会社や旅行会社へのスムーズな動線を確保すること。

・適切なペルソナを設定したうえで、当該ペルソナに対し訴求力のあるイメージキャラクターを作成または起用すること。

※既存のイメージキャラクターの使用も認める。

イ ターゲット：・ソウル線 主に20代～50代の男女

・釜山線 主に30代～60代の男女

・台北線 主に40代～60代の男女

ウ 公開期間：令和8年4月末～令和9年3月31日

エ その他：特設WEBページのアクセス状況について協議会が確認できるよう、Google Analyticsの設定を行うこと。

(2) WEB 広告配信

ア 内容：各路線の主なターゲット層に向け、(1)で制作した特設 WEB ページへの誘導を図るとともに、国際線の利用意欲を喚起することができるよう、効果的かつ戦略的に WEB 広告を配信する。

イ 配信媒体：Instagram、LINE、Google

ウ クリック数：媒体毎に根拠を示したうえで、効果的なクリック数を設定し、合計のク

リック数は150,000回以上とすること。

エ 配信期間：契約期間内で効果的な期間を設定すること。

オ 配信エリア：愛媛県、高知県及び香川県を想定

カ その他：必要に応じて、広告バナー及び動画等を作成すること。

(3) 事業実施状況の分析・効果検証

ア 内容：実施中及び実施後に、表示回数・クリック数などの各データを分析し、ターゲット層に対する効果検証を行う。

イ 回数：実施中3回、実施後1回の計4回

ウ その他：分析・効果検証に際しては、適切な KPI を設定すること。

4 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議のうえ、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を作成し、協議会の完了検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

5 再委託の可否

受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて協議会に提出し、承諾を得なければならない。

6 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から協議会に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領または閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表または使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

8 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、協議会に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、協議会での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、事務局と受託者とで協議のうえ決定すること。